

保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書

歯や口腔を健康な状態に保つことが全身の健康や療養・介護の生活の改善にもつながり、国民医療費節減に効果があることが「8020 運動」によって実証されている。

平成 20 年 4 月の診療報酬改定では、歯科分野の基礎的技術評価が引き上げられたとはいえ、わずかな財源で十分な評価とはなっていない。新たに導入された先進・新規技術も高額な機器等の購入費にも見合わない低い評価であり、また口腔単位の継続管理体系として新設された「歯科疾患管理料」では、安価な報酬で患者を長期に継続管理していくことを歯科医療機関に求めるものとなっている。

このような事態が続けば、多くの国民の健康保持に支障をきたすだけでなく、国民医療費の節減にも逆行することになりかねない。

よって歯周病の治療・管理が保険給付として適切にできるように良質な歯科医療が保険診療で提供できるようにすること、また、良く噛める入れ歯が保険給付として製作・装着・管理できるようにすることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 6 月 30 日

福島県伊達市議会議長 滝澤 福吉

内閣総理大臣

財 務 大 臣

厚生労働大臣

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長 様